

公益財団法人しまね国際センター・国際交流ボランティア登録要綱

【趣旨】

(公財)しまね国際センター(以下「センター」という)は、県民の国際交流・協力活動の活性化と異文化理解の促進を図るとともに、県内における各種国際交流・協力事業に県民の協力を得ることを旨として、ボランティア登録を実施します。

【活動の範囲】

- (1) センターが実施する事業
- (2) 島根県および公共・公益団体(以下「公共的団体」という)が依頼する事業であって、センターがふさわしいと認めたもの
- (3) その他、在県外国人に対する利便の提供

【ボランティアの種類・活動の内容】

ボランティアの種類・活動は次のとおりとします。

(1) 語学ボランティア

センターが主催・共催・後援する事業及び公共的団体が依頼する事業や、県民・外国人に対して、通訳・翻訳といった語学面での協力をします。

- (例)・国際会議・イベント開催時のパーティー等における通訳
- ・手紙・簡単な資料等の翻訳

(2) ホームステイ・ホームビジット受け入れボランティア

センターもしくは公共的団体が実施する事業に参加するために来県する外国人、県内の大学等に在籍する外国人、及びセンターが適格と認めた外国人を対象とします。異なる文化を持つものが生活を共にすることにより、お互いに対する理解と交流を深めてもらいます。受け入れ期間は、対象事業の内容により異なりますが、センターが行う事業については、最長3泊4日の受け入れをお願いします。ホームビジットは宿泊を伴わない訪問をさします。

(3) 日本語ボランティア

県内在住の外国人が、地域住民と共により快適に暮らしていけるように、マンツーマン形式あるいは教室形式での日本語学習支援をしていただきます。

(4) 多文化紹介ボランティア

センター主催の交流サロン、小・中学校での国際理解学習への派遣などを通して、世界の様々な文化・暮らしなどを紹介していただくものです。国籍は問いません。

【登録資格】

- (1) ボランティア登録制度の趣旨を理解し、賛同していること。
- (2) 原則として、島根県内に在住又は、在勤・在学中であること。
- (3) 年齢が18歳以上であること。
- (4) ホームステイ・ホームビジットに関しては、家族の同意を得ていること。

【活動の依頼】

ボランティア活動の依頼は、対象事業の内容に応じ、センターから直接連絡します。

【報酬】

センターから登録ボランティアの活動に対する報酬は支給しないものとします。

【登録】

- (1) 登録を希望する方は、所定の用紙に必要事項を記入し、申込んでください。
- (2) 申込みの受付は随時行い、登録は、原則、自動更新とします。
- (3) 登録完了後、センターはその旨を通知します。
- (4) 登録者は、住所・勤務先等登録事項に変更があった場合には、速やかにセンターまで変更事項をお知らせください。

【登録の取り消し】

次のような場合、センターは登録を取り消すことがあります。

- (1) 登録者から辞退の申し出があったとき
- (2) 登録者が死亡したとき
- (3) ボランティアとして、不適格と認められる事実が発生したとき
- (4) 登録者の住所変更等で連絡がとれなくなったとき

【その他】

この要綱に定めるもののほか、しまね国際センター・ボランティア登録制度の実施に必要と認められる事項は、理事長が別に定めます。

附則

1. この要綱は平成11年7月1日から施行する。
2. 一部改正 平成14年4月15日
3. 一部改正 平成16年12月1日
4. 一部改正 平成19年6月1日
5. 一部改正 平成24年4月1日